第２３号様式（第１５条関係）

|  |
| --- |
| 佐世保市公告第　　　号佐世保市指令　　建築第　　　号建築基準法による命令の公告建築物工作物　　　　　　　の所在地　　　命令を受けた者の氏名建築物工作物　　　この　　　　　は、建築基準法の規定に違反しているので、同法第９条第　　項の　　　規定により　　　　　　　　　　　を命じた。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　佐世保市長　　　　　　　　　　　　　印 　　　注　意　　　１　この標識を破損する等の行為を行った者は、刑法の規定により罰せられます。２　この命令に違反して建築物（工作物）の工事を行った者は、建築基準法の規定により罰せられます。 |